

平成 20 年 8 月 20 日
新日本製鐵株式會社
財務部 決算グループ

企業結合会計公開草案における段階取得の会計処理に関する意見

日本における企業集団の形成は欧米とは異なり段階的な株式取得によるケースが多く見られる。10%程度の投資会社が、段階取得により子会社となるケースもあるが、こうした場合に、子会社となった時点で、過去の投資につき時価評価を行い、その評価差額を一時に損益認識することは、投資の連続性を無視するものであり、企業経営の実態とは乖離した考え方である。段階取得は明らかに投資の継続であり、我が国における経済的実態に関して平成 15 年会計基準において示された認識を変更する理由が存在しない以上、従来通り子会社株式は取得原価により評価されるべきであると考えます。

また、公開草案（H20.6.30）においては、個別財務諸表においても支配獲得時に時価評価を行う案となっており、この評価損益に関する法人税法上の取扱いについて十分な事前調整が必要不可欠である。会計基準の変更に伴い日本企業の組織再編に関わる課税関係が変更される可能性があるとするれば、それは看過できない問題である。

仮に、国際会計基準とのコンバージェンスを推進することを優先するとの判断をする場合にも、連結財務諸表上のみで対応することでその目的は達成されるはずであり、個別財務諸表における時価評価は、理論面のみならず企業経営への影響の観点からも到底容認されるものではない。

国際会計基準とのコンバージェンスの名の下に、日本基準を一方向的に既存の国際会計基準に合わせていく現状プロセスには問題が多い。我が国としての会計基準に関する基本的考え方を踏まえて、個々の国際会計基準の検討に当たっても明確な意見を発信し反映することに全力を傾注する一方、国際会計基準導入に際しての制度的枠組みについても、「連単分離、連結のみ国際会計基準を選択適用」等の方向性を明確に打ち出し、その上で制度設計・会計基準検討を図っていくことが必要である。本件についても、こうした認識に基づき、少なくとも日本基準における個別財務諸表においては従来の取得原価主義による会計を維持すべきである。

以上